京都府知事

(宛 先)

事業者排出量削減報告書

令和6年 8月 30日

報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
東京都江東区東陽2丁目2番20号		株式会社 ダイエー 代表取締役社長 西峠 泰男 電話番号: 03-6388-7373	
主たる業種	各種商品小売業	細分類番号 5 6 1 1	
工たる水圧			
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	■ 第12条第1項第1号 ■ 第12条第1項第2号又は第3号	
		■ 第12条第1項第4号	
計 画 期 間	令和 5	年 4 月から令和 8 年 3 月まで	
基本方針	照明、空調などの省エネ化、エネルギー運用の見直し、従業員への啓蒙活動を推進することにより電気、ガスの使用量の削減を図る。		
計画を推進するた めの体制 IS014001を活用し、事業活動を通じ環境汚染の予防に努め、また環境マネジメントシステム運用により継続的な改善を 図る取組みに当たりIS0推進チームを各部署、各店舗に設置し取組みを強化する。			
温室効果ガスの排出の量		基準年度 第1年度 第2年度 第3年度 增 減 率 (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度)	
	事業活動に伴う排出の量2,	828.1 トン 4,044.7 トン トン トン トン 43.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量3,4	051.8 トン 4,044.7 トン トン トン トン 32.5 パーセント	
	実績に対する自己評価や	日4年度に省エネ施策を多数したことで令和5年度以降、排出量が増えることはやむを得ないこ である	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等		基準年度 第1年度 第2年度 第3年度 増減率 令和4年度) (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度) 増減率	
	店舗 事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×1/100)	7.09 10.14 43.02 パーセント	
	事業活動に伴う排出の量	パーセント	
	実績に対する自己評価や	194年度に省エネ施策を多数したことで令和5年度以降、排出量が増えることはやむを得ないこである	
重占的に生		基準年度 第1年度 第2年度 第3年度 令和4年度)(令和5年度)(令和6年度)(令和7年度) 備 考	
主 灬 "," (入		0 パー セント 0 パー セント ゼント ゼント	
具体的な取組及び 措置の内容	令和5年度 イオ	オングループ省エネ手順書活用	
	令和6年度		
	令和7年度		
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し	措置の内容既	に社則により自動車通勤は許可制になっている。	
	上記の措置を実施した結果に対する 社	内就業規則により定められているため、自動車通勤は最小限に抑え	

0.0 トン 合 0.0 トン 0.0 トン 地球温暖化対策に 環境マネジメントシステムを活用した継続的な改善を図るため、2009年にIS014001の認証を取得し、環境方針に掲げ 資する社会貢献活 る「省エネルギー、省資源の推進」「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」「環境に配慮した活動およ び商品の提供」を通じ環境負荷の低減と環境保全活動に取り組む 動

られている。

第1年度

(令和5年度)

トン

第3年度

(令和7年度)

トン

トン

トン

トン

トン

備

考

第2年度

(令和6年度)

特記事項

森林の保全及び整

備、再生可能エネ

ルギーの利用その

他の地球温暖化対 策により削減した

た措置

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

森林の保全及び整備によるもの

地域産木材の利用によるもの

再生可能エネルギーを利用した電力又

グリーン電力証書等の購入によるもの

温室効果ガス排出量の削減又は吸収の

分

自己評価

区

は熱の供給によるもの

量の購入によるもの

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で 定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。